畜産高度化推進リース事業実施要綱

平成３１年３月２９日付け３０農畜機第７７５２号
令和　２年３月３１日付け　元農畜機第８０５６号
令和　２年１０月９日付け　２農畜機第３７４８号
令和　３年３月２９日付け　２農畜機第６９２６号
令和　４年３月２８日付け　３農畜機第６８４６号
令和　５年３月３０日付け　４農畜機第６９８５号
令和　６年３月２６日付け　５農畜機第８３４５号
令和　７年３月２５日付け　６農畜機第８４１４号

我が国畜産は、変化する国際情勢への対応や国内生産基盤の弱体化等から依然厳しい状況下にあるが、畜産環境対策については、経営規模を問わず、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成１１年法律第１１２号）に基づき、今後とも、排せつ物の適正管理、排水基準の遵守、臭気対策、堆肥等の利用等を推進していく必要がある。

また、畜産経営の生産性向上並びに食肉及び生乳の流通合理化を図り、畜産業の一層の高度化を図ることが重要となっている。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために、飼養衛生管理基準の遵守レベルの高位平準化が求められており、これへの対応が、畜産経営を維持・継続していくために重要となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、これらの課題に対応する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成１４年法律第１２６号）第１０条第２号の規定に基づき補助することとし、もって我が国畜産の安定的発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５３７６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般財団法人畜産環境整備機構（以下「環境機構」という。）とする。

第２　事業の内容等

この事業の内容等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

１　畜産経営環境対応強化緊急対策事業

畜産環境や飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設・機械をリース方式により貸付けを行うために、融資機関から資金の借入を行う場合に要する利子相当額及び保証保険に係る保

証保険料相当額について支援する事業であり、別添１のとおりとする。

２　畜産高度化支援リース事業

畜産環境及び飼養衛生管理対策、畜産経営の高度化、食肉及び生乳の流通の合理化等を図るために必要な施設等をリース方式により貸付けを行う取組について支援する事業であり、別添２のとおりとする。

３　畜産環境対策リース支援事業

２の事業のうち畜産環境に係る施設等をリース方式により貸付けを行う取組に対して、保証保険に係る保証保険料相当額及び損害補償保険に係る損害保険料相当額を支援する事業であり、別添３のとおりとする。

第３　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附　則（平成３１年３月２９日付け３０農畜機第７７５２号）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要綱（平成２９年３月２９日付け２８農畜機第６４２４号）は、廃止する。

３　２の規定により廃止される前の畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき交付決定され、又は事業計画の承認を受けた事業の実施については、なお従前の例による。

４　この要綱の制定に伴い、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成１７年８月５日付け１７農畜機第１８８９号）、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）、生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成２０年３月３１日付け１９農畜機第４９１９号）、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成２０年３月１２日付け１９農畜機第４５９７号）及び畜産高度化支援リース事業実施要綱（平成２２年４月２３日付け２２農畜機第３８９号）の規定に基づく貸付に係る業務については、本事業による業務とみなす。

附　則（令和２年３月３１日付け元農畜機第８０５６号）

この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１０月９日付け２農畜機第３７４８号）

この要綱の改正は、令和２年１０月９日から施行する。

附　則（令和３年３月２９日付け２農畜機第６９２６号）
この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日付け３農畜機第６８４６号）
この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日付け４農畜機第６９８５号）
この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２６日付け５農畜機第８３４５号）
この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２５日付け６農畜機第８４１４号）
１　この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。
２　令和６年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別添１　畜産経営環境対応強化緊急対策事業

第１　事業の内容

この事業は、環境機構が、畜産環境や飼養衛生管理対策のために必要な施設・機械（以下「施設等」という。）をリース方式により貸付け（以下「リース事業」という。）を行うために、融資機関から資金の借入れを行う場合に要する利子相当額（以下「利子相当額」という。）及び旧要綱第２の２の（２）の借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額（以下この別添において「保証保険料相当額」という。）について支援する事業とする。

第２　事業の実施

１　事業の委託

環境機構は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約書を作成し締結するものとする。

２　事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成３１年度から令和８年度までとする。

第３　事業の推進指導等

環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努めるとともに、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第４　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第１の事業を実施するのに要する経費につき、１及び２により算出される額を上限に補助するものとする。

１　利子相当額

施設等導入に係る融資機関からの借入残高に利率１．５％を乗じた額を上限とする。

２　保証保険料相当額

施設等導入に係る環境機構の貸付残高に保証保険料率（１．５％）を乗じた額を上限とする。

第５　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請等

（１）環境機構は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第１号の畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

（２）環境機構は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」という。）に基づき、事業申請時に当

該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを理事長に提出するものとする。

２　変更承認申請

環境機構は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第２号の畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、概算払をすることができるものとする。

（２）環境機構は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第３号の畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第６　事業の実績報告

１　環境機構は、事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに、別紙様式第４号の畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

２　環境機構は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施についてに基づき、実績報告時に当該通知別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを理事長に提出するものとする。

第７　補助金の返還

環境機構は、機構から保証保険料相当額に係る補助金の交付を受けた後、貸付契約の解約により保険料の返戻金を受け取った場合には、補助金の全部又は一部を機構にすみやかに返還するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　環境機構は、機構に対して第５の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければ

ならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　環境機構は、１のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額の交付申請額から減額して報告しなければならない。

３　環境機構は、１のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第５号の畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　帳簿等の整備保管等

１　環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

補助対象経費	補助率
利子相当額	定額
保証保険料相当額	定額

別紙様式第１号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）
補助金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度において畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添１の第５の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙「畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）実施計画書」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

区　分	事業費	負担区分		備　考
		機構補助金	その他	
Ⅰ　利子相当額 Ⅱ　保証保険料相当額	円	円	円	
合　計				

４　事業実施期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

５　添付資料

（1）定款
（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書
（3）環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）
注：添付資料については、環境機構のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）実施計画書

１　融資機関からの借り入れ

融資機関	借入日	借入額	借入利率	借入利息 ※	借入期間	償還方法	貸付施設等	備考

※　下段に括弧書きで利子相当額の上限額を記載

２　保証保険契約

保険会社	契約日	保証保険料 ※	契約方法	備考

※　下段に括弧書きで保証保険料相当額の上限額を記載

(参考)

附加貸付料：　　％（令和　　年　　月　　日現在）

別紙様式第２号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添１の第５の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由及び内容

注：承認のあった内容等と変更等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　関係書類

（注）　記の記載要領は、別紙様式第１号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合にのみ添付すること。

別紙様式第３号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）
補助金概算払請求書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添１の第５の３の（２）の規定に基づき請求します。

記

１　概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況（令和　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日まで予定出来高（④+⑤／②）	残　額 ②−④−⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算必要額の積算根拠、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等
金融機関名　　〇〇〇銀行　　〇〇〇支店
預金種類　　〇〇預金
口座番号
口座名義

別紙様式第４号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）
実績報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添１の第６の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙様式第１号に準じて作成すること。
なお、借受者（再借受者）ごとに、貸付施設等について、任意の様式にて添付すること。

３　事業に要した経費の配分及び負担区分
別紙様式第１号に準じて作成すること。

４　事業に係る精算額　　（単位:円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

５　事業実施期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

6　振込先金融機関名等

金融機関名	○○○銀行	○○○支店
預金種類	○○預金	
口座番号		
口座名義		

7　添付資料

環境負荷低減チェックシート

別紙様式第５号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産経営環境対応強化緊急対策事業）補助金について、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添１の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　　年　　月　　日　　農畜機第　　号による補助金額の確定通知額）
金　　円

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料

も併せて提出すること）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別添２　畜産高度化支援リース事業

第１　事業の内容等

この事業は、環境機構が、畜産経営の環境及び飼養衛生管理対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械（以下「施設等」という。）をリース方式により貸し付けるのに必要とする資金に充てるため、畜産高度化支援リース基金（以下「高度化リース基金」という。）を造成する事業とし、事業の内容は１の（１）から（６）までのとおりとする。

１　リース事業の内容

（１）畜産整備リース事業

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

（２）食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（３）生乳流通効率化支援リース事業

生乳等の流通の効率化及び多様化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（４）堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の２分の１以内に相当する金額を助成する。

（５）畜産経営生産性向上支援リース事業

畜産経営の生産性向上を図るため、畜産農家等に対して、必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の３分の１以内に相当する金額を助成する。

（６）畜産環境対策リース事業

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、家畜排せつ物処施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付ける。

２　貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等

（１）畜産整備リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）家畜ふん尿の乾燥処理施設等

（イ）家畜ふん尿の発酵処理施設等

（ウ）家畜ふん尿の浄化・液肥化処理施設等

（エ）家畜ふん尿の運搬施設等

（オ）飼料の生産、給与、貯蔵等施設等

（カ）家畜の飼養管理等施設等

（キ）６次産業化に必要な畜産物の製造施設等

（ク）その他畜産経営の健全な発展を図るために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施設等（以下「特認施設等」という。）

イ　借受者の範囲等

（ア）貸付けの対象となる者（以下「借受者」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

ａ　畜産経営を営む農業者（法人化しているものを除く。）

ｂ　農業協同組合

ｃ　農業協同組合連合会

ｄ　農事組合法人（農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の１０第１項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

ｅ　農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する法人をいう。以下同じ。）

ｆ　株式会社又は持分会社であって農業（畜産業を含む。以下同じ。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ａ）又（ｂ）に該当するものは除く。

（ａ）資本の額又は出資の総額が３億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超えるもの

（ｂ）その総株式又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成１７年法律８６号）第８７９条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の２分の１以上が（ａ）に掲げるもの（ｅ又はｊを除く。）の所有に属しているもの

ｇ　特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第２３条第４項に規定する団体をいう。）

ｈ　中小企業等協同組合

ｉ　一般社団法人又は一般財団法人（寄付行為又は定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

ｊ　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ｋ　その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

ｌ　協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３０年法律第１８５号）第３条第１項第７号に規定する法人をいう。）

ｍ　ＰＦＩ事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）に基づいて選定された民間団体をいう。）

ｎ　地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体

ｏ　第３セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人をいう。）

ｐ　消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和２３年法律第２００号）に基づき設立された法人をいう。）

q　３戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ａ）及び（ｂ）の要件に適合するもの

（ａ）農業を営む個人が主たる構成員であること。

（ｂ）当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ⅰ　共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。

ⅱ　代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ⅲ　意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別しないこと。

ⅳ　共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

ⅴ　収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

r　土地改良区

s　上記ａからｒまでに掲げる法人以外のものであって、次の（ａ）及び（ｂ）の要件に適合するもの

（ａ）自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）であって、直近３年以上の活動実績があること

（ｂ）飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期（３年以上）に受委託に関する協定を締結していること

t　その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、環境機構が適当と認めたもの

（イ）借受者の要件

借受者は、以下の要件を満たすものとする。

a　借受者は、次のいずれかに該当するものとする。

（ａ）（ア）のａからｉまで、ｋ、ｑ又はｔのいずれかに該当するもの

（ｂ）（ａ）に該当する２者以上で構成する集団

（ｃ）（ア）のｂからｄまで、ｇ、ｊ又はmからｑまで、若しくはｔのいずれかに該当する堆肥センター

（ｄ）（ア）のｂからｇまで、ｊ又はｑからｓまでのいずれかに該当する飼料生産組織

b　ａの（ｄ）に該当する（ア）のｆの株式会社にあっては、（ア）のｂ又はｃが株主となっている株式会社であって、（ア）のｂ若しくはｃ、地方公共団体又は機構がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものとする。

c　ａの（ｄ）に該当する（ア）のｆの持分会社にあっては、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の過半を占めるものとする。

d　ａの（ｄ）については、以下のいずれかに該当すること。

（ａ）飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から３年度目。以下同じ。）までに、貸付施設等の導入年度の前年度又は過去３年の平均の実測値（現状値）より、北海道では２０ｈａ以上、都府県では１０ｈａ以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では２０ｈａ以上、都府県では１０ｈａ以上とすること。

（ｂ）飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去３カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（ＴＤＮベース）を概ね１０％以上増加させること。

（ｃ）その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が（ｂ）に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの

ウ　再貸付け

イの（ア）のｂ、ｃ、ｈ又はｉのいずれかに該当する者は、イの（イ）のａに該当する借受者に対して、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等の再貸付けをすることができるものとする。

（２）食肉販売等合理化施設整備リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売を行うのに必要な機械等

（イ）畜産副産物の処理を行うのに必要な機械等

（ウ）食肉の処理（と畜解体から部分肉処理加工等をいう。以下同じ。）を行うのに必要な、次に掲げるいずれかの要件を満たす機械等

ａ　新たに貸付施設等を整備するもの

ｂ　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）その他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの

ｃ　一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの

ｄ　二酸化炭素削減等環境対策に資するもの

イ　借受者の範囲

（ア）アの（ア）及び（イ）の貸付施設等

ａ　借受者は、次に掲げるとおりとする。

（ａ）食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）

（ｂ）食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）

（ｃ）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行

済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの

（d）一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）

（e）公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「市場協会」という。）

（f）一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの

（g）その他環境機構が別に定める施設等にあっては、ｂの再借受者

b　再借受者は、次に掲げるとおりとする。

（a）ａの（ａ）にあっては、次に掲げる要件を全て満たす食肉販売業者（以下「組合員」とする。）とする。

ｉ　食肉販売事業協の組合員であること。

ii　資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超えないものであること。

iii　機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

（b）ａの（ｂ）にあっては、次に掲げる者とする。

ｉ　食肉販売事業協

ii　組合員

（c）ａの（d）及び（e）にあっては、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ｉ　副産物協会についてはその会員であること。

ii　市場協会についてはその会員であること。

iii　資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超えないものであること。

iv　機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c　再々借受者は、ｂの（ｂ）のｉにあっては、組合員とする。

（イ）アの（ウ）の貸付施設等

a　借受者は、次に掲げるとおりとする。

（a）都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会

（b）独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であって、次に掲げる要件を満たすもの。

ｉ　当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。

ii　当該食肉処理場がｉ以外の食肉処理場である場合にあっては、管理主体である法人が次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「管理法人」という。）

（ｉ）資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員

の数が３００人を超えないものであること。

（ⅱ）食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。

（ｃ）公益財団法人日本食肉生産技術開発センター

ｂ　再借受者は、ａの（ａ）及び（ｃ）にあっては、管理法人とする。

（３）生乳流通効率化支援リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、いずれの貸付施設等は、集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

（ア）ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）

（イ）貯乳冷却施設

（ウ）オートサンプラ

（エ）滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用されるものに限る。）

（オ）情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）

（カ）保冷車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

（キ）冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

（ク）宅配専用車

（ケ）経営管理機器

（コ）販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

（サ）乳製品製造機器

イ　借受者の範囲等

借受者は、次に掲げるとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会等

（イ）乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立された協業組合

（ウ）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの

（エ）一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの

（オ）牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項第８号に規定する商工組合

（カ）乳製品の製造業を行っている次に掲げる要件を全て満たす者

ａ　資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超えないものであること。

ｂ　機械・装置の貸付の必要性が高く、かつ、機械・装置を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

（キ）その他牛乳の流通に関する団体であって、生乳の流通の合理化のために環境機構

が適当と認めるもの

ウ　再貸付け

（ア）イの（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者は、その直接又は間接の構成員が、貸付施設等の運営を直接行う場合は、これらの構成員に対して、当該施設等の再貸付けをすることができるものとする。

（イ）イの（オ）又は（キ）のいずれかに該当する者は、その構成員である牛乳販売店に対して、貸付施設等の再貸付けをすることができるものとする。

３　貸付期間

貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。）を基準として環境機構が別に定めるものとする。

４　貸付期間終了後の貸付施設等の譲渡

環境機構は、貸付期間が終了したとき、貸付施設等を借受者に対し、環境機構が別に定める額（以下「譲渡額」という。）に、当該譲渡額に消費税等相当額を加えた額で譲渡するものとする。

５　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額を基本として、環境機構が別に定めるものとする。

（１）基本貸付料

貸付施設等の購入価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税額を控除して得た額。以下同じ。）から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。

ただし、１の（４）及び（５）の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額から補助額を控除して得た額から、環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。

（２）附加貸付料

環境機構が別に定める額とする。

ただし、環境機構は、附加貸付料を定めるに当たっては、事業の実施状況を踏まえ、極力、低廉な額に設定するよう努めるものとする。

６　保険の加入

借受者は、貸付施設等について、環境機構が別に定める規程に基づき損害保険及び保証保険に確実に加入するものとする。

７　貸付施設等の選定

借受者が貸付施設等の貸付けを環境機構に申請するときは、第１の１の（１）から（３）までのリース事業にあっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模等に即した貸付施設等を選定することに留意するものとする。

第２　基金の造成及び管理運用

１　環境機構は、高度化リース基金を機構からの補助金並びに畜産高度化支援リース事業実施要綱（平成２２年４月２３日付け２２農畜機第３８９号）第２のリース基金、家畜排せ

つ物利活用推進事業実施要綱（平成２０年３月３１日付け１９農畜機第４９１９号）第２のリース基金、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成２０年３月１２日付け１９農畜機第４５９７号）第２のリース基金、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成１７年８月５日付け１７農畜機第１８８９号）第２のリース基金、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）第２のリース基金、生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）第２のリース基金及び畜産環境緊急特別対策事業実施要綱（平成１７年８月５日付け１７農畜機第１８８９号）第２のＩの６の（１）の（イ）による強制発酵処理機械・装置等の家畜ふん尿処理機械・装置等に関する貸付（以下「旧貸付」という。）に係る基本貸付料、附加貸付料、譲渡額及び運用益をもって設けることとする。

２　環境機構は、リース事業の実施により、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額を得たとき、第１の１の（６）のリース事業において保険金を得て基本貸付料及び譲渡額の残存部分に充当してもなお残額（以下「保険金」という。）を得たとき及び高度化リース基金の運用による果実（以下「運用益」という。）を得たときは、当該額を高度化リース基金に繰り入れるものとする。

３　環境機構は、高度化リース基金を他の勘定と区分して経理するものとする。また、その際、高度化リース基金において、第１の１の（１）から（３）まで、（４）、（５）及び（６）並びに旧貸付けに係る経理について、それぞれ区分して管理するものとする。

４　環境機構は、第１の１の（１）から（５）までのリース事業及び旧貸付けについては、機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（５の（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）について、理事長の指示があった場合は、当該指示のあったリース事業の会計へ当該指示のあった額を繰り入れるものとする。

５　環境機構は、次に掲げる場合を除き、高度化リース基金を取り崩してはならないものとする。

（１）リース事業の実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合

第１の１の（１）から（３）までのリース事業については、機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）を原資として支出するものとする。

（２）リース事業及びリース事業に準じて環境機構が行う事業に必要な経費に充てる場合

リース事業及びリース事業に準じて環境機構が行う事業（以下「補完リース事業」という。）の管理、運営及び調査・情報収集などに必要な経費に充てる場合は、附加貸付料として得た額（リース事業においては、当該額で不足が見込まれる場合には、さらに運用益の額を加えた額をいう。）を限度として理事長の承認を受けて支出できるものとする。

（３）補完リース事業勘定への貸付けに充てる場合

補完リース事業を円滑に実施するための同事業に係る勘定への貸付けに充てる場合（リース事業と一体的に貸付施設等を取得するために必要な経費に充てる場合に限る。）であって、あらかじめ理事長の承認を得た額。

（４）次に掲げる金額を機構に返還する場合

ア　事業実施期間終了後、高度化リース基金に残額が生じた場合において、理事長が返

還を指示する金額

イ　事業実施期間中であっても、高度化リース基金に残額が生じることが見込まれる場合において、理事長が返還を指示する金額

ウ　第１の１の（４）、（５）及び（６）のリース事業並びに旧貸付において、基本貸付料、譲渡額、保険金及び運用益（（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）を得た場合の当該金額

ただし、理事長が（１）に基づき指示した金額を除くものとする。

６　環境機構は、５にかかわらず、高度化リース基金のうち、附加貸付料として得た額を限度として、補完リース事業における貸付施設等を取得する経費に充てるために必要な銀行等からの借入れに係る担保に供し、又は補完リース事業を円滑に実施するための同事業に係る勘定への貸付け（５の（３）により貸し付ける場合を除く。）に充てることができる。

７　環境機構は、６の担保に供し、又は貸付けを行おうとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

また、担保の額又は貸付額に変更がある場合は、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

第３　事業の実施

１　事業実施要領の作成

環境機構は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　事業実施計画の作成

環境機構は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第１号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）実施計画承認申請書を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）基金負担の増加を伴う事業費の増

３　事業の委託

環境機構は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

４　事業の実施期間

この事業の実施期間は、第１の１の（１）から（３）までの事業にあっては、その貸付決定の期間は令和７年度とする。

第４　事業の推進指導等

１　環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努める

とともに、この事業の円滑な推進を図るものとする。

２　都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第５　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表１に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第２の規定に基づき高度化リース基金の造成を行うのに要する経費につき補助するものとする。

第６　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請等

環境機構は、基金造成のために補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第２号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）補助金交付申請書及び概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

２　事業の変更承認申請

環境機構は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第３号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

第７　基金の管理状況報告等

１　補助金の実績報告

環境機構は、機構からの補助金を高度化リース基金に入金管理した日から起算して１か月を経過した日までに、別紙様式第４号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）基金造成実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

２　事業の実績報告

環境機構は、事業を実施した年度の翌年度の４月２０日までに別紙様式第５号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）実績報告書を作成の上、理事長に報告するものとする。

３　基金の管理状況報告

環境機構は、毎年度、当該年度の基金管理状況を取りまとめ、翌年度の４月３０日（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して１カ月以内）までに、別紙様式第６号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）基金管理状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

第８　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

１　第１の２の（１）から（３）のリース事業に係る借受者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施に

ついて」（令和６年１２月２０日付け６環バ第　２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別表２の区分により貸付の申請時に当該チェックシートを環境機構に提出するものとする。

また、環境負荷低減チェックシートに記載された各取り組みについて、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、別表２の区分により別途環境機構が指示する時期に当該チェックシートを環境機構に提出するものとする。

２　環境機構は、全ての借受者から１の環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧を第７の２の事業の実績報告時に理事長へ提出するものとする。一覧には、借受者の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めるものとする。

第９　消費税及び地方消費税の取扱い

１　環境機構は、機構に対して第６の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、第２の５の規定に基づき高度化リース基金を取り崩して充てることができる経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

２　環境機構は、第７の２に係る事業実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業経費から減額して報告するものとする。

ただし、報告時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

３　環境機構は、２のただし書により第７の２に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第７号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖前）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、高度化リース基金に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第７の２に係る事業実績報告書を提出した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

４　環境機構は、高度化リース基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第８号の畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）に係る仕入れに係る消費税等相当

額報告書（基金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第１０　帳簿等の整備保管等

１　環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表１

補助対象経費	補助率
環境機構が高度化リース基金を造成するのに要する経費	定額

別表２

リース事業名	借受者	提出するチェックシート
畜産整備リース事業	第１の２の（１）のイの（ア）のａからｇまで及びｋ、ｑ並びにｓに該当する者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）
	上記以外の者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）
食肉販売等合理化施設整備リース事業	第１の２の（２）のイの（ア）のａの（ａ）から（ｃ）に該当する者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）
	上記以外の者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）
生乳流通効率化支援リース事業	第１の２の（３）のイの（ア）のうち、農業協同組合又は農業協同組合連合会	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）
	第１の２の（３）のイの（ア）（農業協同組合又は農業協同組合連合会を除く）から（ウ）まで及び（オ）並びに（カ）に該当する者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）
	上記以外の者	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）

別紙様式第１号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）実施計画承認（変更）申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度において、下記のとおり畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）を実施したいので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第３の２の規定に基づき申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容　　（単位：千円）

内　容	事業費	負担区分		備考
		基金	その他	
貸付機械購入費 事業推進費				
計				

注１：内容の欄は、要綱第１の（１）から（６）までに定める事業及び旧貸付に係る事業ごとに記載すること。
２：内容の欄は、必要に応じ項目を追加するとともに、変更承認申請の場合は、上段に変更前計画を括弧書きし、変更後計画を下段に実書きすること。

３　資金使用等計画
別紙のとおり。

注：附加貸付料を、第２の５の（２）における補完リース事業の管理・運営等の経費に充てる場合には、リース事業と区分して積算内訳を添付すること。

４　事業実施予定期間

令和　年　月　日～令和　年　月　日

別紙

１　総括表

（１）基金管理状況（発生ベース）　　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金一体的返済額 （第２の５の（３）関係）		
	資金円滑化返済額 （第２の６関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金一体的貸付額 （第２の５の（３）関係）		
	資金円滑化貸付額 （第２の６関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

（２）当該年度貸付機械購入費充当可能額　　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
A－B－C＋（D＋E）×２／３		

（3）当該年度資金一体的貸付等見込額　　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
資金一体的貸付見込額		
資金一体的返済見込額		

（4）当該年度資金円滑化貸付等見込額　　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

２　事業別表

（1）畜産整備リース事業、食肉販売等合理化施設整備リース事業及び生乳流通効率化支援リース事業

ア　基金管理状況（発生ベース）　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金一体的返済額 （第２の５の（３）関係）		
	資金円滑化返済額 （第２の６関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金一体的貸付額 （第２の５の（３）関係）		
	資金円滑化貸付額 （第２の６関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

イ　当該年度貸付機械購入費充当可能額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
A－B－C＋（D＋E）×２／３		

ウ　当該年度資金一体的貸付等見込額　　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
資金一体的貸付見込額		
資金一体的返済見込額		

エ　当該年度資金円滑化貸付等見込額　　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

（2）堆肥保管施設整備リース事業

ア　基金管理状況（発生ベース）　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

イ　当該年度資金円滑化貸付等見込額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

（3）畜産経営生産性向上支援リース事業

ア　基金管理状況（発生ベース）　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

イ　当該年度資金円滑化貸付等見込額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

（4）畜産環境対策リース事業

ア　基金管理状況（発生ベース）　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

イ　当該年度貸付機械購入費充当可能額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
A－B－C＋（D＋E）×2／3		

ウ　当該年度資金円滑化貸付等見込額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

（5）旧貸付

ア　基金管理状況（発生ベース）　（単位：千円）

区　　分		令和　　年度 （見込み）	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料相当額）（B）			
（うち運用益相当額）（C）			
収入	補助金収入		
	基本貸付料（D）		
	譲　渡　額（E）		
	運　用　益		
	附加貸付料		
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）		
	計（F）		
支出	貸付機械購入費		
	事業推進費		
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）		
	計（G）		
次年度繰越金（A＋F－G）			
（うち附加貸付料相当額）			
（うち運用益相当額）			

注：それぞれの区分ごとに事業費及び積算根拠等を記載し、必要に応じ、区分を追加するとともに、積算根拠等の資料を添付すること。

イ　当該年度資金円滑化貸付等見込額　（単位：千円）

区　分	令和　　年度	備　考
附加貸付料見込額（H）		
当該年度資金円滑化貸付及び担保充当可能額（B＋H）		
資金円滑化貸付見込額		
資金円滑化返済見込額		
担保提供見込額		

注１：資金円滑化貸付見込額、資金円滑化返済見込額、担保提供見込額の欄には、当該年度に見込まれる最大の額を記載すること。

２：銀行等からの借入れに係る資料（借入額、担保設定、返済方法等）を添付すること。

別紙様式第２号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）補助金交付申請書及び概算払請求書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度において畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）を下記のとおり実施したいので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第６の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。
なお、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　高度化リース基金造成計画書
（１）高度化リース基金造成必要額
（２）同上の算出基礎

４　概算払請求額、振込先

５　事業完了（高度化リース基金に補助金が入金管理される日）予定年月日
令和　　年　　月　　日

６　添付書類
（１）環境機構の定款、業務方法書
（２）最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第３号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第６の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由及び内容

注：承認のあった内容等と変更等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　関係書類

別紙様式第４号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）基金造成
実績報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）に係る基金の造成については、下記のとおり実施したので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第７の１の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　基金造成額

４　事業完了（高度化リース基金に補助金が入金管理された日）年月日
令和　　年　　月　　日

５　添付資料
交付を受けた補助金が高度化リース基金として入金管理されたことを証する金融機関の発行する書類

別紙様式第５号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）実績報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で事業実施計画の承認があった畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）について、下記のとおり実施したので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第７の２の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容　　（単位：円）

内　　容	事業費	負担区分		備　考
		基金	その他	
貸付機械購入費 推進事業費				
計				

注１：内容の欄は、要綱別添２第２の（1）から（6）までに定める事業及び旧貸付ごとに記載すること。
２：貸付機械購入費の借受者、再借受者毎の一覧表（都道府県名付き）を任意の様式で作成し添付するとともに、必要に応じ詳細な資料を添付すること。
３：実績額の上段に計画を括弧書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

４：補完リース事業に係る担保を供した場合には、差入証書及び銀行等からの借入内容等が

わかる資料を添付すること。

３　事業実施期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

４　添付資料
環境負荷低減のチェックシートの一覧

別紙様式第６号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）基金管理状況報告書（平成　　年　　月　　日現在）

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度における畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）基金の管理状況について、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添２の第７の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　高度化リース基金の管理状況
別紙のとおり

２　高度化リース基金に積み立てられた資金の運用状況
（１）総括表　　（単位：円、％）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率(年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。
２：○○利付債券、○か月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

（2）事業別内訳

ア　畜産整備リース事業、食肉販売等合理化施設整備リース事業及び生乳流通効率化支援リース事業　（単位：円、%）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率(年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。

２：○○利付債券、○ヵ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

イ　堆肥保管施設整備リース事業　（単位：円、%）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率(年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。

２：○○利付債券、○ヵ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

ウ　畜産経営生産性向上支援リース事業　（単位：円、%）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率(年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。

２：○○利付債券、○ヵ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

エ　畜産環境対策リース事業　　（単位：円、％）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率 (年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。
２：〇〇利付債券、〇ヵ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

オ　旧貸付　　（単位：円、％）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率 (年利)	運用日数・期間	運用益
計					

注１：この表は、当該年度に高度化リース基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。
２：〇〇利付債券、〇ヵ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

３　添付書類
（１）高度リース基金に積み立てられた資金の運用益の算出根拠となる金融機関等の発行する証明書（写）
（２）高度化リース基金の残高を証する金融機関等の発行する証明書（写）

別紙

1　令和　　年度高度化リース基金の管理状況（総括表）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ①＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）				
	資金円滑化返済額（第２の６関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）				
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）				
	計（C）				
次年度繰越金（A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金一体的貸付残高（E）	
資金円滑化貸付残高（F）	
計（D＋E＋F）	
（うち担保に供している額）	

２　令和　年度高度化リース基金の管理状況（事業別内訳）

（１）畜産整備リース事業、食肉販売合理化施設整備リース事業及び生乳流通効率化支援リース事業　（単位：円）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ①＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）				
	資金円滑化返済額（第２の６関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）				
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）				
	計（C）				
次年度繰越金（A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金一体的貸付残高（E）	
資金円滑化貸付残高（F）	
計（D＋E＋F）	
（うち担保に供している額）	

（2）堆肥保管施設整備リース事業　　（単位：円）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ① ＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）				
	計（C）				
次年度繰越金 （A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金円滑化貸付残高（E）	
計（D＋E）	
（うち担保に供している額）	

（3）畜産経営生産性向上支援リース事業　　（単位：円）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ① ＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）				
	計（C）				
次年度繰越金 （A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金円滑化貸付残高（E）	
計（D＋E）	
（うち担保に供している額）	

（4）畜産環境対策リース事業　　（単位：円）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ① ＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）				
	計（C）				
次年度繰越金 （A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金円滑化貸付残高（E）	
計（D＋E）	
（うち担保に供している額）	

（5）旧貸付　　（単位：円）

区分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ① ＋②−③
前年度繰越金（A）					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					
収入	補助金収入				
	基本貸付料				
	譲　渡　額				
	運　用　益				
	附加貸付料				
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）				
	計（B）				
支出	貸付機械購入費				
	事業推進費				
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）				
	計（C）				
次年度繰越金 （A＋B−C）=D					
（うち附加貸付料相当額）					
（うち運用益相当額）					

貸付残高等　　（単位：円）

区　分	現金ベース
次年度繰越金（D）	
資金円滑化貸付残高（E）	
計（D＋E）	
（うち担保に供している額）	

３　年度別リース基金の管理状況（総括表）

（１）現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化返済額（第２の６関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B−C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金一体的貸付残高（E）			
資金円滑化貸付残高（F）			
計（D＋E＋F）			
（うち担保に供している額）			

（2）発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化返済額（第２の６関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B－C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

４　事業別管理状況

（１）畜産整備リース事業、食肉販売合理化施設整備リース事業及び生乳流通効率化支援リース事業

ア　現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化返済額（第２の６関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B−C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金一体的貸付残高（E）			
資金円滑化貸付残高（F）			
計（D＋E＋F）			
（うち担保に供している額）			

イ　発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金一体的返済額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化返済額（第２の６関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金一体的貸付額（第２の５の（３）関係）			
	資金円滑化貸付額（第２の６関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B－C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

（2）堆肥保管施設整備リース事業

ア　現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額（補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額（補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B－C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金円滑化貸付残高（E）			
計（D＋E）			
（うち担保に供している額）			

イ　発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額（補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額（補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B－C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

（3）畜産経営生産性向上支援リース事業

ア　現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額（補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額（補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B−C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金円滑化貸付残高（E）			
計（D＋E）			
（うち担保に供している額）			

イ　発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金 （A＋B−C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

（4）畜産環境対策リース事業

ア　現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額（補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額（補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B－C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金円滑化貸付残高（E）			
計（D＋E）			
（うち担保に供している額）			

イ　発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金 （A＋B−C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

（5）旧貸付

ア　現金ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額（補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額（補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金（A＋B−C）=D				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

貸付残高等

区　分	令和　　年度	～	令和　　年度
次年度繰越金（D）			
資金円滑化貸付残高（E）			
計（D＋E）			
（うち担保に供している額）			

イ　発生ベース　　（単位：円）

区分		令和　　年度	～	令和　　年度
前年度繰越金（A）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				
収入	補助金収入			
	基本貸付料			
	譲　渡　額			
	運　用　益			
	附加貸付料			
	資金円滑化返済額 （補完リース関係）			
	計（B）			
支出	貸付機械購入費			
	事業推進費			
	資金円滑化貸付額 （補完リース関係）			
	計（C）			
次年度繰越金 （A＋B−C）				
（うち附加貸付料相当額）				
（うち運用益相当額）				

別紙様式第７号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖前）

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）について、畜産高度化推進リース事業別添２の第９の３の規定に基づき下記のとおり報告します。
（なお、併せて事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を高度化リース基金に返戻します。（返戻がある場合、記載すること。））

記

１　畜産高度化支援リース事業実績報告書
（令和　　年　　月　　日付　　号による事業実績報告書）
金　　円

２　事業実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　基金補助金返戻相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料

も併せて提出すること）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第８号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖後）

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産高度化支援リース事業）について、畜産高度化推進リース事業別添２の第９の４の規定に基づき下記のとおり報告します。
（なお、併せて事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を高度化リース基金に返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

１　畜産高度化支援リース事業実績報告書確定額
（令和　　年　　月　　日付　　号による高度化リース基金管理状況報告書）
金　　円

２　高度化リース基金管理状況報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料

も併せて提出すること）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別添３　畜産環境対策リース支援事業

第１　事業の内容

この事業は、環境機構が、別添２の第１の１の（６）の畜産環境対策リース事業（以下「リース事業」という。）の対象となっている借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額（以下「保証保険料相当額」という。）及び損害保険に係る損害保険料相当額（以下「損害保険料相当額」という。）について支援する事業とする。

第２　事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和７年度とする。

第３　事業の推進指導等

環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努めるとともに、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第４　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第１の事業を実施するのに要する経費につき、１及び２により算出される額を上限に補助するものとする。

なお、当該補助の対象期間は、別添２の第１の３に基づき環境機構が別に定めた貸付期間を上限とし、貸付期間を延長する場合、延長した期間の保証保険料及び損害保険料は借受者の負担とするものとする。

１　保証保険料相当額

貸付施設等に係る貸付残高に保証保険料率（１．５％）を乗じた額を上限とする。

２　損害保険料相当額

貸付施設等に係る貸付残高に損害保険料率（２４．６％）を乗じた額を上限とする。

第５　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請等環境機構は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第１号の畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

２　変更承認申請

環境機構は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第２号の畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、概算払をすることができるものとする。
（2）環境機構は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第３号の畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第６　事業の実績報告

環境機構は、事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに、別紙様式第４号の畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第７　補助金の返還

環境機構は、機構から保証保険料相当額及び損害保険料相当額に係る補助金の交付を受けた後、貸付契約の解約等により当該保険料の返戻金を受け取った場合には、補助金の全部又は一部を機構に速やかに返還するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　環境機構は、機構に対して第５の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　環境機構は、１のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

３　環境機構は、１のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第５号の畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　帳簿等の整備保管等

１　環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

補助対象経費	補助率
保証保険料相当額	定額
損害保険料相当額	定額

別紙様式第１号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金
交付申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年度において畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）を下記のとおり実施したいので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添３の第５の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙「畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）実施計画書」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

区　分	事業費	負担区分		備　考
		機構補助金	その他	
Ⅰ　保証保険料相当額 Ⅱ　損害保険料相当額	円	円	円	
合　計				

４　事業実施期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

5　添付資料

（1）定款

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

注：添付資料については、環境機構のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）実施計画書

１　保証保険契約

保険会社	契約日	保証保険料 ※	契約方法	備考

※　下段に括弧書きで保証保険料相当額の上限額を記載

２　損害保険契約

保険会社	契約日	損害保険料 ※	契約方法	備考

※下段に括弧書きで損害保険料相当額の上限額を記載

(参考)

附加貸付料：　　％（令和　　年　　月　　日現在）

別紙様式第２号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金
交付変更承認申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添３の第５の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由及び内容

注：承認のあった内容等と変更等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　関係書類

（注）　記の記載要領は、別紙様式第１号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第３号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金
概算払請求書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）について、下記のとおり金　　円を概算払により交付されたく、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添３の第５の３の（２）の規定に基づき請求します。

記

１　概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況（令和　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日まで予定出来高（④+⑤／②）	残　額 ②−④−⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算必要額の積算根拠、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等
金融機関名　　〇〇〇銀行　　〇〇〇支店
預金種類　　〇〇預金
口座番号
口座名義

別紙様式第４号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）実績報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定のあった畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）について、下記のとおり実施したので、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添３の第６の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。
なお、併せて精算額　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙様式第１号に準じて作成すること。
なお、借受者（再借受者）ごとに、貸付施設等について、任意の様式にて添付すること。

３　事業に要した経費の配分及び負担区分
別紙様式第１号に準じて作成すること。

４　事業に係る精算額　　（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

５　事業実施期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

6　振込先金融機関名等

金融機関名	○○○銀行	○○○支店
預金種類	○○預金	
口座番号		
口座名義		

別紙様式第５号

令和　　年度畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で交付決定のあった畜産高度化推進リース事業（畜産環境対策リース支援事業）補助金について、畜産高度化推進リース事業実施要綱別添３の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　　年　　月　　日　　農畜機第　　号による補助金額の確定通知額）
金　　円

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料

も併せて提出すること）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由載

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料